

リスクアセスメント対象物における 濃度基準値の追加改正案



労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）について、2026 年 5 月 26 日から 2026 年 6 月 25 日の間で意見募集が実施されました。

1.経緯・背景

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下にしなければならないこととされ、「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（令和 5 年厚生労働省告示第 177 号）で 256 物質について濃度基準値が定められています。

今般、「令和 7 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（2026 年 3 月 27 日公表）を踏まえ、新たに 48 物質について濃度基準値を定めるほか、六弗化けい酸亜鉛（II）を「弗素及びその水溶性無機化合物」に追加する等の所要の改正が行われます

2.適用期日等

告示日 2026 年 8 月下旬（予定）

適用期日 2027 年 10 月 1 日

当社では作業環境測定について実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社作業環境測定担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 2026 年 5 月 26 日付 電子政府の総合窓口

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495260062&Mode=0>

を引用して作成